

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道雇用労働相談センター、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道などから、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開		
●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	1	ジェトロ北海道 北海道
●新規輸出1万者支援プログラム	2	ジェトロ北海道 北海道経済産業局
●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について	3	北海道
●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】	4	北海道
●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について	5	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	6	北海道
【2】経営支援・ものづくり		
●令和7年度 北国の省エネ・新エネ大賞を募集します【新規】	1	北海道経済産業局
●知財戦略策定アクセラレーションプログラム「IP BOOSTER HOKKAIDO」の参加者を募集します【新規】	2	北海道経済産業局
●中小企業向け“使える！”2025年度経済産業省支援メニューガイドブック	3	北海道経済産業局
●「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による専門家派遣」のご案内【新規】	4	中小企業総合支援センター
○「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内【新規】	5	中小企業総合支援センター
●「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内	6	中小企業総合支援センター
●「小規模企業者等設備貸与事業」について	7	中小企業総合支援センター
●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内	8	北海道
●「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について	9	北海道
●中小企業経営相談室のご案内	10	北海道
●北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について	11	北海道
【3】融資		
●勤労者福祉資金のご案内	1	北海道
●水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内	2	北海道
●コストアップに対応する融資制度のご案内	3	北海道
●北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）	4	北海道
●借入金の返済が負担となっている事業者の方へ	5	北海道
●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【2】-8に掲載		北海道
【4】雇用の確保		
○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内【更新】	1	北海道労働局
○雇用調整助成金のご案内【更新】	2	北海道労働局
○キャリアアップ助成金について	3	北海道労働局

○産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内	4	北海道労働局
○人材開発支援助成金について	5	北海道労働局
○人材確保等支援助成金について	6	北海道労働局
●「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内	7	中小企業総合支援センター
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】	8	北海道
●「人材確保・定着向上セミナー／採用力アップ相談会」及び 「専門家派遣による無料個別支援」のご案内【更新】	9	北海道
●特別支援学校企業向け見学会のご案内	10	北海道
○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る 特例支給のご案内	11	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	12	北海道
●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	13	北海道
●労働相談窓口のご案内	14	北海道
○【UIJターン新規就業支援事業】 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内	15	北海道
【5】人材育成		
●中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内【更新】	1	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	2	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	3	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー（9～11月開講予定）のご案内【更新】	4	北海道
○洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について ～人材確保支援事業補助金の申請を受付けています～	5	北海道
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 1 中小企業・工業高校等への実技指導	6	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 2 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへのものづくりマイスターの 派遣による実技指導	7	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 3 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信	8	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 4 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	9	北海道職業能力開発協会
【6】イベント・セミナー		
●第6回 アトツギ甲子園へのエントリーを募集します ～地域アンバサダーがアトツギ甲子園を盛り上げます～【新規】	1	北海道経済産業局
●アトツギイノベーションカンファレンスを開催します【新規】	2	北海道経済産業局
●アトツギイノベーションカレッジを開講します【新規】	3	北海道経済産業局
●イノベーション創出に向けた「経営×人材戦略」セミナーを開催します ～新事業開発等の取組から若者・女性の活躍のヒントを見つける～【新規】	4	北海道経済産業局
●労務・人事の「基本の“き”（賃金編）」セミナーの開催!!【新規】	5	北海道雇用労働相談センター
●欧米市場展開ワークショップを開催します【新規】	6	北海道 札幌市海外展開 連携推進協議会
●インドビジネスセミナーを開催します【新規】	7	北海道 札幌市海外展開 連携推進協議会

【7】 その他		
●北海道の最低賃金	1	北海道労働局
○「北海道宿泊税システム整備費補助金」のご案内 【新規】	2	北海道

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL：011-261-7434

FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

＜ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております＞

Facebook：<https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

◆時間

9時00分～17時00分（土日・祝日を除く）

◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階（ジェトロ北海道内）

◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター（TEL：011-261-7434）

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際企画係（TEL：011-204-5343）

新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

◇事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、④輸出商社とのマッチングや EC サイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	[登録] 新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html [問い合わせ先(ジェトロ本部)] 電話:03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間:平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く) [ジェトロ北海道] 電話:011-261-7434 メール:SAP@jetro.go.jp

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

【用 途】

1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合

- ① 北海道内で生産された農林水産物
- ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの

2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

※海外の飲食店などでもご利用いただけます

【シンボルマークを使用いただく場合】

ご利用を希望される場合は、ホームページに掲載されている所定の様式に必要事項を記載の上、北海道総合政策部国際局国際課までお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部国際局国際課

TEL 011-204-5343 / FAX 011-232-8870

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html>

E-mail: somu.koksai1@pref.hokkaido.lg.jp



◆問い合わせ先

総合政策部国際局国際課 (TEL:011-204-5343)

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ（有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店、奈良店、仙台店）で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの）（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1) 札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2) 有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店、奈良店、仙台店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（あべのハルカス店、奈良店は加工食品のみ）

※羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ① 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ② 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1) テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2) PL（製造物責任）保険に加入していること
- (3) 食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4) 食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5) 食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

◆募集期間（R7年度開催分）

テスト販売期間	R7 第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (R8.1～3月)
募 集 期 間	1/4～2/20 (募集は終了しました)	4/1～5/20 (募集は終了しました)	7/1～8/20 (募集は終了しました)	10/1～11/20

◆申込方法

「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PRができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

◆募集期間(R7年度開催分)

開催期間 募集期間	R7 第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (R8.1～3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10～1/10 (募集は終了しました)	3/10～4/10 (募集は終了しました)	6/10～7/10 (募集は終了しました)	9/10～10/10

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)

・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ: TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

令和 7 年度 北国の省エネ・新エネ大賞を募集します **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、省エネルギーの推進および新エネルギーの利用促進を図ることを目的に、北国の省エネ・新エネ大賞（北海道経済産業局長表彰）を募集します。

本取組は、北海道における省エネルギー・新エネルギーの有効利用、開発および普及に係る取組において、他の模範となる組織または個人を表彰するものです。

応募概要

応募対象

次に掲げる取組や活動を行った組織または個人を対象とします。（自薦・他薦・共同応募も可）組織には、事業者のほか、グループや自治体、教育機関を含みます。

- ・省エネルギーの取組または新エネルギーの活用によるエネルギーの有効利用を行った者
- ・省エネルギーまたは新エネルギーに関する技術・製品（サービスを含む）を開発・製造した者
- ・省エネルギーまたは新エネルギーの普及・啓発を行った者

※省エネルギーと新エネルギーの複合型でも応募可能です。

※申請は、1 組織・1 個人につき、同一年度 1 件までの応募（共同申請を含む）としてください。

表彰の種類

大賞（1 件）、優秀賞（複数件）

応募方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

●令和 7 年度 北国の省エネ・新エネ大賞を募集します（北海道経済産業局のウェブサイト）

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20250801/index.htm>

応募締切：2025 年 9 月 12 日（金）17:00 必着

提出・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 表彰担当

〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階

TEL：011-709-2311（内線 2635）

E-mail：bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

知財戦略策定アクセラレーションプログラム「IP BOOSTER HOKKAIDO」の参加者を募集します **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、スタートアップや研究者・学生等の起業家候補を対象とした知財戦略策定アクセラレーションプログラム、「IP BOOSTER HOKKAIDO」の参加者を募集します。

本事業では、専門家派遣を通じて、知財の権利化・ノウハウ化やライセンス取得等の知財戦略的活用を促進し、北海道内における新ビジネスの創出や、協業・研究シーズの社会実装等に繋げることを目指します。

事業概要

知財・ビジネス戦略の専門家 1～2 名からなる支援チームを組成し、知財戦略の策定・強化に向けたメンタリング・助言等の伴走型支援を行います。

※出願・契約に係る書類作成など、専門家が各種役務を代行する事業ではありません。

【募集対象】知財戦略の策定・強化によって事業創出・成長を希望する北海道内の個人（起業準備中の学生、研究者など）、スタートアップ

※事業の業種・業態は問いません。

【募集件数】9 件程度

【支援方法】希望する支援内容に基づく知財・ビジネス戦略の専門家 1～2 名をオンラインで派遣（Microsoft Teams を使用）

※専門家：弁理士・弁護士・公認会計士などの士業、ベンチャーキャピタリスト、資金調達などに詳しいスタートアップ経営コンサルタント等

【支援期間】支援先決定日（9 月下旬）～2026 年 2 月 27 日（金）

【支援回数】5 回程度（1 回あたり 1～1.5 時間程度）

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

●知財戦略策定アクセラレーションプログラム「IP BOOSTER HOKKAIDO」の参加者を募集します
（北海道経済産業局のウェブサイト）

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20250808/index.htm>

応募締切：2025 年 9 月 12 日（金）

申込・問い合わせ先

IP BOOSTER HOKKAIDO 運営事務局

(株)北海道二十一世紀総合研究所 内 担当：清家、高松

TEL：011-231-3053

E-mail：startup@htri.co.jp

※運営事務局では、申請内容への助言など、応募に関する事前相談を受け付けています。気軽に問い合わせください。

中小企業向け“使える！”2025 年度経済産業省支援メニューガイドブック

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の設備投資等をサポートするため、2025 年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

補助金や税制などについて簡潔にまとめており、手軽に使えるハンドブックです。

公募期間や応募先等、未定の情報等は、決まり次第随時更新します。

ダウンロード先

下記、北海道経済産業局のウェブサイトからご覧ください。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL：011-709-2311（内線：2520）

E-mail：bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による専門家派遣」のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

道内中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを实践可能な人材の育成を目的に、専門家派遣による経営指導・助言を行います。
それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

■事業内容

あらゆる業種において人手不足が深刻化する中、その対策のひとつとして生産性向上への取り組みが重要となっています。生産性向上に向けた取り組みを实践できる人材を育成するため、生産性向上を図る事業者の皆様に専門家を無料で派遣します。

例えば、

- ・生産性の向上に向けて何から着手すれば良いか分からない
- ・製造工程の見直しにより効率化を図りたい
- ・エネルギーコストの削減を図りたい
- ・省力化機器の導入により従業員の残業を削減したい
- ・労働生産性を向上させたい
- ・5Sや衛生管理の強化によって歩留まりを改善したい
- ・IT化により事務処理の効率化を図りたい
- ・IT機器等の導入で予約業務や店舗のオペレーションを効率化したい

このような課題解決に向けて、社内人材の育成を支援します。

■派遣対象者

自社の生産性向上に向けた取り組みを实践可能な人材の育成を目指す道内の中小企業・小規模事業者

■専門家派遣回数

1事業者当たり3回程度

■派遣コーチ(専門家)

技術士、エネルギー管理士、中小企業診断士、ITコーディネータ、生産管理・現場改善の実践者、衛生管理・品質管理の指導員、ほか

■派遣費用

無料

■申し込み方法(共通事項)

ホームページに掲載の「専門家派遣申請書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

■問い合わせ先(共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

[札幌本部]	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	TEL 011-232-2402
[道南支部]	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL 0138-86-6695
[十勝支部]	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL 0155-67-4515
[釧路支部]	釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL 0154-64-5563
[道北支部]	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL 0166-68-2750
[日胆支部]	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	TEL 0143-47-6410
[オホーツク支部]	北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL 0157-31-1123

■ホームページ

<https://www.hsc.or.jp>

「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内 **【新規】**

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に当センターまでお問い合わせください。

◆ 募集期間

2025 年 8 月 18 日 (月) ～ 9 月 26 日 (金)

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部

TEL: 011-232-2403 E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

◆ ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/>

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

事業名	対象者	事業概要	助成限度額	助成率
創業促進支援事業	道内の創業者(※1)	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。	100 万円	1 / 2 以内
地域資源活用型事業化実現事業	道内の中小企業者等または、農商工連携計画認定事業者(※2)	道内の地域資源(※3)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。	150 万円	
製品開発チャレンジ支援事業	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。	50 万円	

※1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は2024年4月以降に創業した中小企業者をいいます。

※2「農商工等連携事業計画認定事業者」とは、農商工等連携事業計画について国から認定を受けている事業者（計画期間内の事業者に限る。）

※3「地域資源」とは、次のいずれかに該当するものです。

- ・地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他観光資源

「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

当センターでは、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業による「北海道の未来を拓く 創業・経営力強化等支援事業」において、「伴走型経営力強化支援事業」及び「事業承継促進支援事業」を実施します。本事業では、各事業者の経営課題に応じて、専門家派遣等の指導・助言による経営支援を行います。

それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

■事業内容

【伴走型経営力強化支援事業】

事業計画策定や販路開拓をはじめ様々な経営課題に対して、センター職員が経営課題を分析・整理した上で、必要に応じて専門家の協力を得ながら、地域支援機関等と連携して課題解決に向けた伴走支援を行います。

●支援対象者

- ①創業を予定する個人
- ②道内中小企業・小規模事業者等

【事業承継促進支援事業】

円滑な事業承継を促進するため、当センターに事業承継コーディネーターを配置し、必要に応じて専門家を派遣するなど、事業承継に関する課題の解決に向けた助言・指導による経営支援を行います。

●支援対象者

- ①事業承継を計画している中小企業・小規模事業者
- ②事業承継を今後進めたいと考えている中小企業・小規模事業者

■派遣内容 (共通事項)

それぞれの課題に応じた専門家を派遣します。

【派遣専門家の例】

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネータ、技術士、衛生管理や品質管理の指導員、フードマイスターなど

■専門家派遣回数 (共通事項)

1社あたり2回程度

■派遣費用 (共通事項)

無料

■申し込み方法 (共通事項)

ホームページに掲載の「相談申込書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

■問い合わせ先 (共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

【札幌本部】	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	TEL 011-232-2402
【道南支部】	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL 0138-86-6695
【十勝支部】	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL 0155-67-4515
【釧路支部】	釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL 0154-64-5563
【道北支部】	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL 0166-68-2750
【日胆支部】	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	TEL 0143-47-6410
【オホーツク支部】	北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL 0157-31-1123

■ホームページ

<https://www.hsc.or.jp>

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等		1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1か月以内に事業開始、または2か月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）	
従業員規模		従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない	
対 象 設 備		生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備	
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利 率	割賦	（損料率）年 1.8%～2.0% （※）一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リース	（月額リース料率）0.998%～2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
		リース	毎月払い
	保 証 金	割賦	貸与金額の 5%
リース		なし	
連帯保証人		道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。	
申 込 受 付		貸与予定額に達するまでの随時受付	
申 込 先		センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。	

（※）貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内

(北海道)

道では、米国の関税引き上げに伴い、今後、関連する中小企業者への影響が懸念されることから、影響を受ける関連中小企業者の経営及び金融の相談に対応するための相談窓口を開設しております。

◆相談窓口の概要

窓口名	米国関税関連中小企業経営・金融特別相談室
設置場所	道庁（経済部地域経済局中小企業課）（※1）
受付時間	平日の 8：45～17:30
電話番号	011-204-5331（経営相談） 011-204-5346（金融相談）
メールアドレス	keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp（※2）

※1 各総合振興局・振興局（産業振興部商工労働観光課）にも設置しております。

連絡先は下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/toiawase.html>

※2 土日・祝日のお問い合わせについてはメールにてお送りください。翌開庁日以降に担当課よりご連絡いたします。

具体的なご相談の内容・ご芳名・ご連絡先を必ずご記載ください。

※3 詳しい情報については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/218653.html>

◆当面の金融支援（北海道中小企業総合振興資金）

	経営環境変化対応貸付	経営環境変化対応貸付 （認定企業）
対象事業者	売上・利益が減少している方	セーフティーネット保証5号の指定業種に属しており、売上が減少している方
融資条件	・最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少 ・最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少など	・セーフティーネット保証5号の認定を受けたもの （指定業種に属しており、最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少など）
融資利率	1.2%～1.8%	1.1%～1.3%

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

※パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

<「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

項 目	優遇措置の内容
低利な道制度融資の対象に追加 (令和5年2月13日～)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。
補助金審査時の加点措置 (中小企業競争力強化促進事業費補助金) (令和5年度～)	北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。
総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。) (令和5年度～)	価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。
官公需における優先発注 (令和5年度～)	道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。

◆詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html>

◆問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-204-5331)

中小企業経営相談室のご案内

(北海道)

道では、中小企業等の皆様が持つ様々な経営課題の相談に応じるため、中小企業経営相談室を本庁及び各（総合）振興局に設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

◆各相談室連絡先・設置場所

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

▼経営相談：011-204-5331

▼金融相談：011-204-5346

◆開設時間

8:45～17:30（平日のみ）

北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、
商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける
中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置
しております。

◆設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階）

◆相談受付時間

平日8:45～17:30

◆相談内容

経営・金融相談

◆電話番号

011-204-5827

◆メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

【参考】 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置
されております。

◆当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syoutoku/42606.html>

◆当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

<https://r.goope.jp/tobetsu/>

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業等で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方	非正規労働者の方(有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)		① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.70%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者の場合については、2026年3月末申込受付分まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付 [認定企業] (イ)
融資対象	① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量 (以下「売上高等」という。) が前年同期比で5%以上減少している方 ② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方
資金使途	事業資金 (設備資金・運転資金)
融資金額	2億円以内
融資期間	10年以内 (据置3年以内)
融資利率	[固定] 1.1% (融資期間5年以内の場合) 1.3% (融資期間10年以内の場合) [変動] 1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	全て信用保証協会の保証付きます [保証料率] 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90% (9段階)
取扱期間	令和7年 (2025年) 12月31日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/194824.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューをご用意しております。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2) [原料等高騰]
融資対象	(ア) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している方 (イ) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している方 (ウ) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 (エ) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	(ア) 最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」)が前年同期に比べ増加している方 (イ) 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 (ウ) 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する方
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア) (イ) 運転資金 (ウ) 設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	
取扱機関	令和8年(2026年)3月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

※上記資金の他にも様々なメニューをご用意しております。詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)

(北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度をご用意しております。

◆制度概要

目的、用途	貸付メニュー	融資金額	融資期間	融資利率
創業したい、事業開始後 5 年未満	創業貸付	3,500 万円以内	10 年以内	1.2%～1.8%
事業規模を拡大したい	ステップアップ貸付	8,000 万円以内	10 年以内	1.4%～2.0%
食や環境・エネルギーなどの分野における新事業展開に取り組みたい	ステップアップ貸付 【政策サポート】	1 億円以内	10 年以内	1.2%～1.8%
ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した	ステップアップ貸付 【ゼロカーボン】	1 億円以内	10 年以内	1.2%～1.8%
観光施設の新增設、工場や事業所などの新增設を行いたい	ステップアップ貸付 【観光・企業立地】	8 億円以内 うち運転 2 億円以内	運転: 10 年以内 設備: 20 年以内 立地: 15 年以内	1.2%～1.8%
事業承継を行いたい	事業承継貸付	1 億円以内	10 年以内	1.2%～1.8%
経営改善や事業再生を図りたい	企業体質強化貸付	1 億円以内	15 年以内	金融機関 所定利率
景気低迷により、売上が減少している	経営環境変化対応貸付	5,000 万円以内	10 年以内	1.2%～1.8%
原料等価格の高騰の影響を受けている	経営環境変化対応貸付 【原料等高騰】	1 億円以内	10 年以内	1.1%～1.3%
セーフティネット保証制度の認定を受けた	経営環境変化対応貸付 【認定企業】	2 億円以内	10 年以内	1.1%～1.3%
災害により経営に支障が生じている	経営環境変化対応貸付 【災害復旧】	運転 5,000 万円以内 設備 8,000 万円以内		
業績向上に向けた取組を行いたい	業績向上応援貸付	3,000 万円以内		
あらかじめ災害に備えたい	防災・減災貸付	1 億円以内	10 年以内	1.2%～1.8%
耐震改修対策に取り組みたい	防災・減災貸付 【耐震改修対策】	16 億円以内	20 年以内	1.1%～1.7%
中小企業者等の方で一般的な事業資金が必要	一般貸付	8,000 万円以内	10 年以内	1.6%～2.2%
小規模企業者等の方で一般的な事業資金が必要	小規模企業貸付	5,000 万円以内	運転: 7 年以内 設備: 10 年以内 ※短期 (1 年以内) の利用可	1.4%～2.0%
小口零細企業保証制度の対象	小規模企業貸付 [小口]	既存の保証付き 残高を含め 2,000 万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html>

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ

(北海道)

道の制度融資では、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために借換が可能な融資制度をご用意しております。

- ・借換と同時に新規分を含めた増加融資や複数の道制度融資を一本化できます。
- ・保証の有無にかかわらず道制度融資の既往貸付を借換え可能です。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付制度名	融資対象者の概要	融資金額	融資（据置）期間	融資利率（%）
企業体質強化貸付	事業再生計画を立て、経営の改善に取り組む方（「経営改善サポート保証」の対象となる方）	1億円以内	15年(3年)以内	金融機関 所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定：1.2 ～1.8 変動：1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定：1.1 ～1.3 変動：1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方	2億円以内	10年(3年)以内	
小規模企業貸付	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者の方	5,000万円以内	運転：7年 設備：10年 (1年)以内	固定：1.4 ～2.0 変動：1.4
小口	小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が2,000万円未満である方（小口零細企業保証制度の対象となる方）	2,000万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/115975.html>

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内【更新】

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

●主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

- (1) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象。
- (2) 労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

2 対象となる事業主

労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元事業主のみが対象。

※独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません。

●助成金の支給額

○助成率

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

○助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

- イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額。
- ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額。

※出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

○上限額

8,870円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

※上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

※上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

雇用調整助成金のご案内【更新】

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●主な支給要件

- イ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- ニ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間中に、支給を受けた直前の判定基礎期間又は支給対象期間の末日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年を超えていること。

●受給手続

- イ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

●支給額

※対象労働者1人1日あたり8,870円が上限です。（令和7年8月1日現在）

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（※）	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額（支給対象者1人1日あたり）	1,200 円	

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは下記の助成率および教育訓練加算額が適用されます。

教育訓練実施率	企業規模	助成率	教育訓練加算額
1/10 未満	中小企業	1/2	1,200 円
	大企業	1/4	
1/10 以上 1/5 未満	中小企業	2/3	
	大企業	1/2	
1/5 以上	中小企業	2/3	1,800 円
	大企業	1/2	

- 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です（令和7年7月1日改正）

助成内容		助成額 ※()は大企業の額 < >は小規模企業
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合(1人当たり)	重点支援対象者 ①有期→正規: 80万円(60万円) ②無期→正規: 40万円(30万円) 上記以外 ①有期→正規: 40万円(30万円) ②無期→正規: 20万円(15万円) ※重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者 a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下及び過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 ※雇用された期間が5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします ※正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円(15万円)(1事業所当たり1回のみ) ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり40万円(30万円)(1事業所当たり1回のみ)
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	重度障害者等 ①有期→正規: 120万円(90万円) ②有期→無期: 60万円(45万円) ③無期→正規: 60万円(45万円) 上記以外の障害者 ④有期→正規: 90万円(67万5,000円) ⑤有期→無期: 45万円(33万円) ⑥無期→正規: 45万円(33万円) ※助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合(1人当たり)	①賃金を上昇(3%～4%未満)させた場合: 4万円(2万6,000円) ②賃金を上昇(4%～5%未満)させた場合: 5万円(3万3,000円) ③賃金を上昇(5%～6%未満)させた場合: 6万5,000円(4万3,000円) ④賃金を上昇(6%以上)させた場合: 7万円(4万6,000円) ※「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円(15万円)(1事業所当たり1回のみ) ※有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円(15万円)(1事業所当たり1回のみ)
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	60万円(45万円)
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)	40万円(30万円) ※同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万8,000円(12万6,000円)
〔令和8年3月31日までの暫定措置〕 社会保険適用 時処遇改善コース	有期雇用労働者等の賃金総額を増加、または週所定労働時間を延長、またはその両方を実施し、新たに社会保険を適用した場合(1人当たり)	①賃金総額を15%以上増額させた場合: 最大50万円(最大37万5,000円) ※6か月ごとに10万円(7万5,000円) ②週所定労働時間を延長した場合: 30万円(22万5,000円) ③①と②を併用した場合: 最大50万円(最大37万5,000円) ※1年目に①を実施し、2年目に②を実施
〔令和7年7月新設〕 短時間労働者 労働時間延長 支援コース	有期雇用労働者等を新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間延長等により収入増加の取組を行った場合(1人当たり)	①1年目に以下のいずれかの取組を行った場合: 40万円(30万円) <50万円> a労働時間を5時間以上延長 b労働時間を4時間以上5時間未満延長し、賃金を5%以上増加 c労働時間を3時間以上4時間未満延長し、賃金を10%以上増加 d労働時間を2時間以上3時間未満延長し、賃金を15%以上増加 ②①の取組み後、更に以下のいずれかの取組を行った場合: 20万円(15万円) <25万円> a労働時間を更に2時間以上延長 b基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL: 011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内

（北海道労働局）

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

●主な受給要件

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」※1またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」）」※2の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の交付決定を受けていること。
 - ※1 第12回および第13回の「成長分野進出枠（通常類型）」に限る。
 - ※2 第17次以降の「製品・サービス高付加価値枠」に限る。
 - ※1,2 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。
- 2 対象労働者の雇い入れにあたって、下記の①～③の全ての条件を満たすこと。
 - ①雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。
 - ②期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること。
 - ③交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。
- 3 対象労働者の雇い入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。
- 4 生産指標が事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 5 対象労働者については、事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた生産性向上等に係る業務に就く者であって、次の①と②に該当する者。
 - ①次のaかbのいずれかに該当する者。
 - a.専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者。
 - b.部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。
 - ②1年間に350万円以上の賃金（※3）が支払われる者。
 - ※3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

●助成金の支給額

- 1 助成額
 - ①中小企業：250万円/人※4（125万円×2期※5）
 - ②中小企業以外：180万円/人※4（90万円×2期※5）
 - ※4 一事業主あたり5人までの支給に限る。
 - ※5 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給。

- 2 助成対象期間
1年間

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenk_eijinjaikakuhotou_00001.html

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。（令和7年4月1日改正）

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	事業主 事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～		
・ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	事業主	雇用保険被保険者
・ 情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		
・ 定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練		
・ 自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）		
・ 長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率 () 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等 を満たす 場合※ 6		賃金要件等 を満たす 場合※ 6		賃金要件等 を満たす 場合※ 6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※ 1 70% ※ 2	60% (45%) ※ 1 85% ※ 2	—	—
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	—	—
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練※ 3	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	—	—
		OJT	—	—	—	—	10万円 (9 万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			—	—	30万円	36万円	—	—
③ 人への令和4年投資促進コース※ 7	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—	—
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円※ 4	—	75%	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	—	—
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	—	—	60% (45%)	75% (60%)	—	—
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	—	—	45%	60%	—	—
	長期教育訓練休暇制度		1,000円※ 5 (800円)	— ※ 5 (1,000円)	20万円	24万円	—	—
	教育訓練短時間勤務等制度		—	—	20万円	24万円	—	—
④ 事業展開等 リスクリング支援 コース 令和 4 年12月～※ 7		OFF-JT	1,000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—	

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率

※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率

※3 正社員化した場合に助成

※4 国内の大学院を利用した場合に助成

※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して 当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※7 令和8年度末までの時限措置

◆問い合わせ先：

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主に対して助成する制度です

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース（令和7年4月1日受付再開）

雇用管理制度（賃金規定制度（中小企業事業主のみ）、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）又は業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。

【助成金額】

雇用管理制度の導入：1 制度導入につき20<25>万円又は40<50>万円
(上限額80<100>万円)

業務負担軽減機器等の導入：機器等の導入に要した経費の1 / 2 <62.5/100>
(上限額150<187.5>万円)

(注) 上限額は、複数の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限

(注) <> 賃金要件が認められる場合の額

中小企業団体助成コース

改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。

【助成金額】

中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2 / 3 を支給
(上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円)

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。

【助成金額】

1 制度導入につき20万円（上限80万円）

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、北海道からプロフェッショナル人材センター運営事業を受託し、企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の活用や副業・兼業人材の活用をご提案する「北海道プロフェッショナル人材センター」を運営しています。

本事業は、人手不足等を課題とする道内中小企業等に対し、道外からの人材誘致を図るためプロフェッショナル人材活用の意欲を喚起し、人材ニーズの掘り起こしを行い、民間人材ビジネス紹介事業者へ取次ぐことで人材の採用をサポートすることを目的とする事業です。

また、本年度よりプロフェッショナル人材センターを通じて副業・兼業人材を初めて利用される企業を対象に副業・兼業補助金(副業・兼業活用促進事業)の募集が開始されます。

ご利用を検討される方は、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆運営体制

<札幌本部>

人材戦略マネージャー 榎本 泰己

サブマネージャー 山田 仁美

※北海道中小企業総合支援センターの各支部においても相談対応が可能です。

◆営業時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 9:00～17:00

◆問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター ((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011-232-2405

◆ホームページ

<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談 (同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆9月の事業所向けセミナー

・人材確保支援セミナー 会場：ハローワーク札幌1階大会議室

①魅力ある求人の出し方セミナー	9月24日(水) 14:00～15:30
②採用力向上セミナー	9月30日(火) 14:00～15:30

・雇用保険の手続き・実務がわかるセミナー 会場：北海道ビジネスサポート・ハローワーク

①雇用保険実務手続きセミナー	9月2日(火) 14:00～16:00
②電子申請活用セミナー	9月9日(火) 14:00～15:30
③雇用継続給付セミナー	9月16日(火) 14:00～16:00

※上記①、③は90分のセミナーの後に、特定求職者雇用開発助成金とトライアル雇用助成金の概要の説明があります。

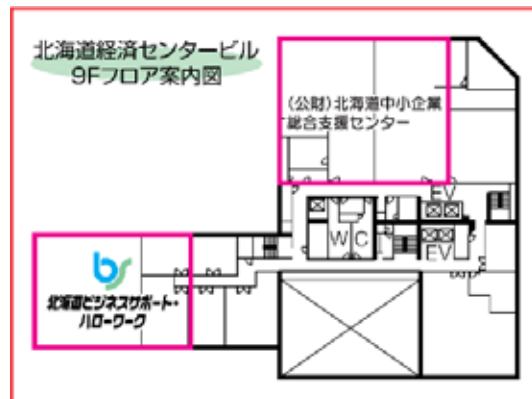
◆センター概要

開庁時間：月曜日～金曜日 9:30～17:00 (土日祝日及び12/29～1/3はお休み)

所在地：札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351 利用料:無料



**「人材確保・定着向上セミナー／採用力アップ相談会」及び
「専門家派遣による無料個別支援」のご案内【更新】**

(北海道)

道では、道内の事業者の皆さまを対象に、採用プロセスの改善や就業環境の整備など、人材不足の課題解決を目的とするセミナー・相談会を道内8カ所で開催します。

また、さらに手厚い支援をご希望の事業者様には、専門家派遣による無料個別支援を実施します。

求人票の見直しや面接法、職場定着策など、新たな気づきを得るための情報収集の場として、まずはお気軽にセミナー・相談会にご参加ください。

◆人材確保・定着支援セミナー／採用力アップ相談会

【テーマ1】 理想の採用を実現！ マッチング精度を高める ための戦略	札幌（1回目） 【対面・WEB】	7月30日（水）※開催終了 キャリアバンク(株) セミナールーム
	旭川 【対面】	8月28日（木）※定員に達したため受付終了 旭川市大雪クリスタルホール レセプション室
	函館 【対面】	10月9日（木） 函館コミュニティプラザ Gスクエア 多目的ホール
【テーマ2】 企業の魅力を引き出す！ 効果的な企業説明資料の 秘訣	苫小牧 【対面】	9月5日（金）※定員に達したため受付終了 苫小牧市文化交流センターアイビー・プラザ 学習室3
	帯広 【対面】	11月7日（金）※定員に達したため受付終了 とかち館 丹頂の間
【テーマ3】 採用難時代に勝つ！ 早期離職を防止する定着 促進策	岩見沢 【対面】	9月17日（水） 岩見沢市民会館まなみーる 多目的室1.2
	北見 【対面】	9月26日（金） 北見市民会館 4号室
	釧路 【対面】	11月6日（木） 釧路市生涯学習センターまなぼっと幣舞 学習室601
	札幌（2回目） 【対面・WEB】	11月11日（火） キャリアバンク(株) セミナールーム

セミナー：13：30～15：00、相談会：各セミナー終了後開催

■申込方法

次のホームページから申込みいただけます。（詳細はこちら）

https://www.career-bank.co.jp/jinzai_kakuho/



■申込締切

各開催日の3営業日前 ※ただし、定員に達し次第締切りとさせていただきます。

※札幌（1回目）、旭川、苫小牧、帯広のセミナーは、定員に達したため、申込みを締切りました。

■定員

札幌会場：各回20社（先着順）、札幌以外の会場：各回15社（先着順）

◆専門家派遣による無料個別支援

相談会参加事業者のうち、10社限定の手厚い支援をご用意。事業者ごとの状況や課題に応じて専門家を派遣します。（「採用力アップ相談会」で申込みいただけます）

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係（TEL 011-251-3896）

今年度も実施します！！

特別支援学校企業向け見学会のご案内

(北海道)

北海道では、障がい者雇用を検討する企業を対象とした特別支援学校の見学会を実施しています。生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的としています。ご都合のよい日程で、ぜひご参加ください！！

◆開催日程

月 日	学 校 (住 所)
9月 3日(水)	札幌あいの里高等支援学校(札幌市北区あいの里4条7丁目1-1)
9月26日(金)	今金高等養護学校(今金町今金454-1)
10月 7日(火)	雨竜高等養護学校(雨竜町字尾白利加92-21)
10月 8日(水)	美深高等養護学校あいべつ校(愛別町字南町27番地)
10月16日(木)	小平高等養護学校(小平町鬼鹿田代577番地2)
10月24日(金)	札幌市立豊明高等支援学校(札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1)
10月27日(月)	伊達高等養護学校(伊達市松ヶ枝町105-13)
10月30日(木)	札幌稲穂高等支援学校(札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1)
11月 4日(火)	札幌視覚支援学校(札幌市中央区南14条西12丁目1-1)
11月 5日(水)	札幌高等養護学校(札幌市手稲区手稲前田485-3)
11月10日(月)	美深高等養護学校(美深町字西町25番地)
11月11日(火)	千歳高等支援学校(千歳市真々地2丁目3-1)
11月12日(水)	札幌みなみの杜高等支援学校(札幌市南区真駒内上町4丁目7-1)
11月13日(木) ※4校合同開催	中札内高等養護学校(中札内町東5条南1丁目8番地) 中札内高等養護学校幕別分校 新得高等支援学校 帯広養護学校
11月20日(木)	新篠津高等養護学校(新篠津村第45線北13)
11月27日(木)	白樺高等養護学校(北広島市輪厚621-1)
12月 3日(水)	岩見沢高等養護学校(岩見沢市東町2条8丁目960-3)
12月10日(水)	高等聾学校(小樽市銭函1丁目5番1号)

◆当日は、概ね10時開始、12時30分頃終了となり、主な内容は、

①学校説明 ②障がい者雇用に関する説明 ③校内(作業学習)見学 ④質疑・アンケート等 を予定しています。

◆参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

①申込専用サイトでのお申し込みの場合は、下記のウェブサイトにごアクセスしてください。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=sx8gHn1P>

②ファックスでお申し込みの場合は、下記ウェブサイトから、参加申込書をダウンロードし、ファックス送信してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/228865.htm>

※当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへリンクしていますので、ご覧ください。

◆お問合せ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係 担当 中村

TEL:011-204-5349(ダイヤルイン) FAX:011-232-1038

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（同意雇用開発促進地域等）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和7年度に北海道が実施する地域活性化雇用創造プロジェクト事業（以下、「地プロ事業」。）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給の対象となることができます。

●基本支給 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）[厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

助 成 額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の増加人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用	対 象 労 働 者 の 数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

●対象地域

振興局	※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等
空 知	夕張市、芦別市、赤平市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
石 狩	石狩市（旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
後 志	なし
胆 振	なし
日 高	なし
渡 島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上 川	富良野市、当麻町、比布町、愛別町、上川町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留 萌	羽幌町（焼尻島、天売島の区域）
宗 谷	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	なし
十 勝	上士幌町、新得町、大樹町、広尾町、幕別町（旧広尾郡忠類村の区域）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧 路	厚岸町（小島の区域）
根 室	なし

【道雇用労政課HP】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shinkoku/b0002/185525.html>

●特例支給（上乗せ支給額）

地プロ業種
上乗せ支給

**(例)50万円/人×3人
=150万円**

基本支給額（最大3回）に加え、
初回のみ上乗せ支給を受けられます
※特例支給は、対象となる業種等の
条件があります。

※1事業所あたり20人が上乗せ
支給の上限人数

※指定地域 61市町村

【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善
地域または特定有人国境離島等地域】

地域活性化雇用創造
プロジェクト事業に参加すると
道内全域に拡大

北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）

TEL: 011-209-4510（月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00）※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

◆支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16か所)〕

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、毎月1回程度、相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

専門家による相談については、対面の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。

なお、専門家は、厚生労働省北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣されます。

◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

設置場所	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 (Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、ハラスメント・労働相談コール及び中小企業労働相談所において、様々な労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ ハラスメント・労働相談コール

労働問題の専門家である社会保険労務士が、カスタマーハラスメントを始めとした各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）や労働条件など、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話（フリーダイヤル）で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、4月26日～5月6日、8月9日～17日、12月28日～1月4日を除く

◆ 中小企業労働相談所

各（総合）振興局でも労働相談を行っています。

設置箇所	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30（祝日、12月27日～1月4日を除く）

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.html>

ハラスメント・労働相談コール 北海道

検索

**【UIJターン新規就業支援事業】
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内**

(北海道)

「UIJターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村（※）に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住（予定）者が応募し就職した場合等に、移住者に最大100万円を支給する制度です。

マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。

是非ご活用ください。

（※令和7年度は道内140市町村が実施しています。）

◆移住支援金の概要（実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください）

○東京23区から**実施市町村**に移住し、**道のマッチングサイトに掲載している法人に新規就業**した方に移住先の市町村から支給されます

○移住支援金は単身 最大60万円、世帯 最大100万円です。

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する市町村あり

◆法人等の登録要件（詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください）

下記のいずれにも該当する法人等であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

◆法人等登録の受付



・まずは下記 URL (移住支援金特設ページ) から**法人登録マニュアル**をダウンロードし、**登録要件**をご確認ください。

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>

・提出はメール(様式Excel)にて受け付けます(提出先アドレス⇒登録マニュアル参照)。

メール提出が難しい場合はご相談ください。

提出先メールアドレス:jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL 011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、2025年9月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

◆◇ ご案内 ◇◇

2025年度の上半期カリキュラム(電子ブック版)を公開しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2025/asahikawa/index_h5.html#1

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【公的助成制度】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ (<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>) をご覧下さい。

旭川校 HP



No. 201 次世代トップリーダー研修(稚内開催)
～ 我が社の進むべき道を定め、行動できるリーダーを目指す ～

この研修では、次世代を担うトップリーダーとして求められる役割・心構えについて学び、演習を交えて自社の将来ビジョンを描き、今後の組織の成長シナリオや自身の行動目標を検討します。

◆この研修のポイント

1. 経営の全体像、自社の経営理念を再確認します。
2. 自社の将来ビジョンや自身の行動目標を策定します。
3. 経営に対する参画意識が高まります。

◆研修期間 9月10日(水)～9月11日(木) 2日間

◆研修時間 14時間

◆対象者 経営幹部、管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 ビジネス・コア・コンサルティング 代表
人間力経営株式会社 代表取締役 坂本 篤彦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS252010.html>

No. 21 リーダーシップ強化講座
～ 部下のやる気と能力を引き出すリーダーシップ ～

この研修では、管理者に求められるリーダーシップの知識・スキルを理解し、効果的に発揮する方法について、演習を交えて学びます。

◆この研修のポイント

1. 職場づくりの核となる管理者・リーダーに求められる役割とリーダーシップを理解します。
2. 組織力を最大限に引き出すためのリーダーシップを発揮する方法を学びます。
3. 自身の現状をふまえて、理想とするリーダー像の実現に向けて「何をすべきか」を明確にできます。

◆研修期間 9月17日(水)～9月19日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 株式会社インテレッジ 代表取締役 中小企業診断士 高橋 正也 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250210.html>

No. 22 Web マーケティング講座
～ マーケティングの基本を学び「売れる仕組みづくり」へ ～

この研修では、Web サイトを活用した「売れる仕組み」の全体像を理解し、自社の現状を振り返りながら、売上に繋がる Web サイト構築のポイントを学びます。また、Web サイトの効果的な運営方法や、営業との連携方法を学び、自社 Web サイトを活用して売上を向上させるための具体的な道筋を検討します。

◆この研修のポイント

1. インターネットを使ったマーケティングの全体像を理解した上で、自社の認知度向上に繋がる Web サイトの活用手法を学びます。
2. Web サイトの改善に必要な自社の魅力を整理し、効果的な伝え方を学びます。
3. Web サイトの運営方法や営業活動との連携方法を学び、実践できる Web サイト活用のノウハウを身につけます。

◆研修期間 9月25日(木)～9月26日(金) 2日間

◆研修時間 14時間

◆対象者 管理者、新任管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 グローカルマーケティング株式会社 代表取締役 今井 進太郎 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250220.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】



(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

<令和7年度能力開発セミナー開催予定（9月～11月） 受講申込受付中！！>

分野	番号	コース名	開催日	定員 (人)	受講料 (円)
機械	1M114	被覆アーク溶接技能クリニック	9/2-3(12H)	8	19,500
	1M103	3次元 CAD を活用したソリッドモデリング技術(SolidWorks 編)	10/23-24(12H)	10	11,000
	1M122	板金製作を考慮した板金部品の設計技術	10/28-29(12H)	10	9,000
	1M506	生産現場に活かす品質管理技法 (表計算ソフトによる QC7つ道具活用編)	10/30-31(12H)	10	8,000
	1M507	実験計画法を活用した生産プロセスと品質の改善 (表計算ソフトによる分散分析と実験計画法編)	11/6-7(12H)	10	12,000
	1M121	<油圧のメカニズムを知りたい方>油圧実践技術	11/19-20(14H)	10	11,000
	1M105	3次元 CAD を活用したアセンブリ技術(SolidWorks 編) DX	11/20-21(12H)	10	11,000
電気・電子	1D508	有接点シーケンス制御の実践技術	9/6-7(12H)	10	8,500
	1D311	IoT機器を活用した組込みシステム開発技術 DX	9/10-12(18H)	10	13,000
	1D303	PLCプログラミング技術	9/30-10/1(12H)	10	9,000
	D212A	実習で学ぶ漏電診断技術<Igr(IOR)方式による漏電検出> DX	10/1-2(12H)	12	26,000
	1D308	PLC制御の応用技術(応用命令編)	10/2-3(12H)	10	9,000
	1D322	クラウド活用によるIoTシステム構築技術 New DX	10/8-10(18H)	10	13,000
	1D216	人協働ロボット活用技術 New DX	10/9-10(12H)	10	8,500
	1D314	実習で学ぶ画像処理・認識技術(Python 編)	10/21-22(12H)	10	8,500
	1D316	機械学習による欠陥検査・物体認識の高度化技術(Python 編) DX	10/23-24(12H)	10	8,500
	1D203	有接点シーケンス制御の実践技術	11/4-5(12H)	10	8,500
	1D206	シーケンス制御による電動機制御技術	11/6-7(12H)	10	8,500
	1D312	組込みデータベースシステム開発技術	11/13-14(12H)	10	8,500
	1D317	タブレット型端末を利用した通信システム構築 DX DX DX	11/27-28(12H)	10	11,000
居住	1H409	BIMを用いた建築設計技術(モデリング編)	9/24-25(12H)	10	11,000
	1H502	トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術	10/18-19(12H)	10	13,000
	1H403	実践建築設計2次元CAD技術(Jw_CAD 製図支援編)	10/28-29(12H)	10	7,000

※会場はすべてポリテクセンター北海道(札幌市西区二十四軒)です

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当(訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>





「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

＜令和7年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付中！！＞ ※1名から受講可能

コース名	開催日	定員(人)	実施エリア	実施会場	受講料(税込)	受講申込期限日
業務に役立つ表計算ソフトの関数活用	10/14(火)	15	札幌	キャリアバンク高等職業能力開発校	2,200円	9/3(水)
AI(人工知能)活用	10/20(月)	20	札幌	ポリテクセンター北海道	3,300円	9/9(火)
相手に伝わるプレゼン資料作成	10/24(金)	15	札幌	パソコンスクールパルティス時計台校	2,200円	9/16(火)
AI(人工知能)活用	11/6(木)	20	札幌	ポリテクセンター北海道	3,300円	9/20(月)

サブスクリプション型訓練のご案内

令和5年度より開始した、**eラーニング形式**で受講できる生産性向上支援訓練です。

組織力強化のためのマネジメント3コースとITスキルに関する研修動画を、繰り返し受講できます。「研修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難しい事業所様にお勧めします。

【生産性向上コース】①業務効率向上のための時間管理 ②成果を上げる業務改善 ③職場のリーダーに求められる統率力の向上
【DX対応コース】①ITツールを活用した業務改善 ②AI（人工知能活用） ③効率よく分析するためのデータ集計

DX人材の育成をサポートしています

■こんなお悩みありませんか

- ・デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいかわからない。
- ・デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・自社で活用できるツールがわからない。

■まずはお問い合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等のDX人材の育成を支援しています。

豊富な全58コースの中から、企業課題やニーズに合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・訓練日数は概ね1～5日間（4～30時間）で設定可能です。
- ・1人あたり**2,200円～6,600円（税込）**で受講が可能です。
- ・自社会議室等での受講が可能です。（企業に講師を派遣します）

【お問い合わせ先】

ポリテク北海道 生産性



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部（ポリテクセンター北海道）

生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958

<機構のホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>

能力開発セミナー（9～11月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R7.9月～11月開講

実施主体	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設 (該当:○)		昼夜別 (該当:○)		実施時期	訓練時間		定員
				内	外	昼	夜		日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	2級管工学科	2級管工事施工管理技士	札幌市	○		○		R7.9.3 ～ R7.10.17	3	21	20
	表計算ソフトによる統計分析科	統計分析	札幌市		○		○	R7.10.7 ～ R7.10.23	6	12	10
	RPA活用科	RPA活用科	札幌市		○		○	R7.11.10 ～ R7.11.14	6	12	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	IT活用科Ⅰ	ドローンの活用	浜頓別町		○	○		R7.9.4 ～ R7.9.5	2	12	15
	観光サービス科Ⅳ	SNSマーケティング	稚内市		○	○		R7.9.27 ～ R7.10.4	2	12	10
	IT活用科Ⅱ	ドローンの活用	利尻町		○	○		R7.10.17 ～ R7.10.18	2	12	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	エクセル応用	室蘭市	○			○	R7.9.1 ～ R7.9.29	15	30	10
	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	R7.10.14 ～ R7.10.29	10	20	10
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7887	自動車整備科 (2級)	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	R7.11.13 ～ R8.2.27	47	141	20
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工学科Ⅰ	電気工事基礎	帯広市	○			○	R7.9.2 ～ R7.10.2	10	20	15
	電気工学科Ⅱ	電気工事応用	帯広市	○			○	R7.10.21 ～ R7.11.20	10	20	15
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	ホームページ作成 基礎科	ホームページ作成	釧路市		○		○	R7.9.25 ～ R7.10.14	6	12	15
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	ビジネスマナー科 (手話通訳対応)	コミュニケーション 基礎	札幌市		○		○	R7.10.21 ～ R7.11.25	6	12	10

洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について
～人材確保支援事業補助金の申請を受付けています～

(北海道)

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を促すことを目的に、洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得による人材確保や技術力強化を支援します。

区分	概要
対象者	道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 ※但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く ※道税を滞納していないこと。
補助対象事業	自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業
補助率	1／2以内
補助上限額	50万円以内／1名 ※応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合があります。
補助対象経費	研修受講料・教材費、交通費・宿泊料、研修に必要な機器借上費、講師謝金 等

◆募集期間

令和7年(2025年)4月1日(火)～令和8年(2026年)3月13日(金)

※募集期間中であっても、予算がなくなり次第、終了となります。

◆申請方法

①事前相談

交付決定まで時間を要する場合があります。

補助金ご利用の際は、余裕を持って事前のご相談・ご連絡をお願いします。

②申請書類の提出

北海道 HP から申請書様式等をダウンロードし、下記申請先に提出してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/163024.html>

③書面審査・交付決定

申請書提出から交付決定まで、2週間程度要します。

補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

◆申請・問い合わせ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課 風力係 (担当:清原、押見)

TEL 011-204-5327

～道では洋上風力発電の導入促進に向けセミナー等を開催予定です
本マンスリーレターや当課ホームページ等を通じて、順次、ご案内します～

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1
中小企業・工業高校等への実技指導

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

- ・ 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）
 - ・ 業界団体（事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む）
 - ・ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く）
- の主に15歳から35歳未満の若年技能者

2 実技指導の内容

- ・ 中小企業・業界団体：・技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
- ・ 工業高校等学校：・技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
・技能検定3級の受検資格付与に係る指導

（派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。）

3 指導回数

- ・ 工業高校等の学生
 - ①技能検定、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導：原則10回まで
 - ②上記以外の実技指導：原則1回まで
- ・ その他の技能者：原則20回まで

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2
公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等
民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

2 派遣指導の依頼者

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

3 実技指導の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また、指導レベルはものづくりに対する興味が得られるよう柔軟に設定します。）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3
地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

地域若者サポートステーション事業の支援対象者

2 派遣指導の依頼者

地域若者サポートステーション事業実施団体

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

ニートの若者を対象としたものづくり体験等

（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4
小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

2 派遣指導の依頼者

小中学校、児童センター運営者等

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味を得られるよう設定）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

第 6 回 アトツギ甲子園へのエントリーを募集します
～ 地域アンバサダーがアトツギ甲子園を盛り上げます ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省は、後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントであるアトツギ甲子園への出場者を募集します。

また、アトツギ甲子園の魅力発信、地域のコミュニティ形成を目的に「アトツギ甲子園地域アンバサダー」を任命し、うち 2 名を北海道アンバサダーとしました。

アトツギ甲子園概要

アトツギ甲子園は、早期の事業承継を促進するとともに、後継者の経営能力向上を後押しすることを目的として開催するピッチイベントです。

各地方大会を勝ち抜いた後継者による決勝大会（ファイナル）を開催し、優秀者には各賞を授与します。今大会より「イノベーション・環境局長賞」を新設し、ファイナリストの中で特に技術優位性や新規性が優れている者に対して授与することで、自社技術を使い新規事業に取り組む後継者をさらに後押しします。

エントリー資格

39 歳以下の中小企業・小規模事業者の後継予定者

- ・ 39 歳以下（1985 年 4 月以降に生まれた方）で代表権を持たない後継予定者に限る（親族外承継も含む）
- ・ 家業とは別法人の代表を務める場合も含む（ただし、家業を今後承継予定か、家業の経営資源を活用している必要がある）

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

●第 6 回 アトツギ甲子園へのエントリーを募集します

～ 地域アンバサダーがアトツギ甲子園を盛り上げます ～ （北海道経済産業局のウェブサイト）

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/20250731/index.htm>

申込締切：2025 年 11 月 26 日（水）12:00

問い合わせ先

第 6 回アトツギ甲子園運営事務局

E-mail：atotsugi_info@tohmatu.co.jp

アトツギ甲子園地域アンバサダー

アトツギ甲子園をさらに盛り上げるべく、過去のアトツギ甲子園のファイナリストを中心とした「アトツギ甲子園地域アンバサダー」を 2025 年 7 月 30 日に任命しました。

今後、アトツギ甲子園の魅力発信とともに、後継者を対象としたセミナーやトークセッション等のイベントを実施予定です。

なお、北海道からは以下の 2 名が任命されました。

(株)山ス伊藤商店 梅木 悠太 氏（第 1 回アトツギ甲子園ファイナリスト）

(株)大喜館 工藤 貴大 氏（第 5 回アトツギ甲子園ファイナリスト）

アトツギイノベーションカンファレンスを開催します **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、既存の経営資源を活用し、新しい取組にチャレンジするアトツギを支援するため、様々なステークホルダーが一堂に会するビジネスカンファレンスを開催します。

本カンファレンスでは、参加者が新たな気づきを得ること、参加者同士の交流機会を創出することを目的として、テーマごとのトークセッションやピッチの実演を行います。

開催概要

【日時】2025年8月29日（金）13:00～16:40

※16:40 から、参加者で交流するミートアップを開催します

【場所】エア・ウォーターの森（札幌市中央区北8条西13丁目28-21）

【配信方法】Cisco Webex

【対象】承継予定者、承継済経営者、創業予定者、企業経営者、支援機関 等

【定員】会場：100名程度、オンライン：なし（先着順、参加無料）

【主催】経済産業省北海道経済産業局

プログラム（予定）

◆イノベーショントーク&トークセッション

(株)けんぶち VIVA マルシェ 代表取締役 高橋 朋一 氏

滝澤ベニヤ(株) 代表取締役 滝澤 貴弘 氏

北海道クリエイティブ(株) 代表取締役 吉田 聡子 氏

◆トークセッション1 アトツギ×エリアリノベーション

(株)第一寛亭留 代表取締役 布村 英俊 氏

北海道事業承継・引継ぎ支援センター 統括責任者 新宮 隆太 氏

◆トークセッション2 アトツギ×ローカル

ニッケンかみそり(株) 常務取締役 熊田 征純 氏

(株)山上木工 代表取締役社長 山上 裕一郎 氏

◆アトツギピッチ

(株)大喜館 支配人 工藤 貴大 氏

ニッケンかみそり(株) 常務取締役 熊田 征純 氏

司会進行：(株)山ス伊藤商店 取締役 梅木 悠太 氏

(株)水野染工場 常務取締役 水野 里紗 氏

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

●アトツギイノベーションカンファレンスを開催します（北海道経済産業局のウェブサイト）

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/20250730/index.htm>

申込締切：2025年8月27日（水）

問い合わせ先

アトツギイノベーションカンファレンス 運営事務局

北海道クリエイティブ(株)

E-mail：atotsuginno25@do-cre.jp

アトツギイノベーションカレッジを開講します **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、既存の経営資源を活用し、新しい取組にチャレンジするアトツギを対象に、短期間で事業を成長させる支援プログラム、アトツギイノベーションカレッジを開講します。

本カレッジでは、アトツギが自社や自身の価値を再発見し、既存の経営資源を活かしたイノベーションを実現することを目指します。また、アトツギが目指すビジョンを表現するためのプレゼンテーション能力向上に向けたトレーニングも行います。

開催概要

【日時】2025年9月16日（火）～2026年1月23日（金）各回 13:30～17:15

※期間内に計7回の講座を開催します。詳細はプログラムを確認ください。

【場所】経済産業省北海道経済産業局（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎）

【配信方法】Cisco Webex

【対象】承継予定者、承継希望者、事業承継から概ね5年以内の現経営者

【定員】15名

【主催】経済産業省北海道経済産業局

プログラム

◆第1回 9月16日（火）

イノベーションの源泉となる自社、自身の価値を明らかにする

◆第2回 10月16日（木）

自社の存在価値、イノベーションを起こす意味を明らかにする

◆第3回 10月30日（木）

自身が取り組むべき新事業や挑戦を具体化する ～AI との共存～

◆第4回 11月12日（水）

事業承継は＜価値の承継＞であることを知り、残すべきこと、変わるべきことを考える

◆第5回 12月15日（月）

イノベーションを支える持続経営。知っておくべき経営の基礎と右腕づくりのヒント

◆第6回 12月16日（火）

心をつかむ＜共感ストーリー＞を構築する

◆第7回 1月23日（金）

プレゼンテーション力を高める

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

●アトツギイノベーションカレッジを開講します（北海道経済産業局のウェブサイト）

https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/20250730_2/index.htm

申込締切：2025年9月10日（水）

問い合わせ先

アトツギイノベーションカレッジ運営事務局

北海道クリエイティブ(株)

E-mail：atotsuginno25@do-cre.jp

イノベーション創出に向けた「経営×人材戦略」セミナーを開催します

～ 新事業開発等の取組から若者・女性の活躍のヒントを見つける ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、人材を活かして稼ぐ力を強化することを目的とする、イノベーション創出に向けた「経営×人材戦略」セミナーを開催します。

本セミナーは、人手不足や原材料費の上昇等、中小企業を取り巻く環境が変化している状況を踏まえて、中小企業・小規模事業者人材活用ガイドラインの考え方をもとに、稼ぐ力を強化するための経営戦略と人材戦略の実例を紹介します。

開催概要

【日時】2025年9月11日(木) 15:00～17:00(予定)

【場所】北見経済センタービル会議室1

(北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階)

【配信方法】Microsoft Teams

【定員】会場：40名、オンライン：100名程度(先着順、参加無料)

【対象】中小企業、中小企業の支援に関わる関係機関等

【主催】経済産業省北海道経済産業局

プログラム(予定)

- ◆今日からはじめる、中小企業のイノベーション
GOB Incubation Partners(株) 代表取締役会長 山口 高弘 氏
- ◆事例紹介
 - ・事業を進化・深化させる人材活躍
環境大善(株) 代表取締役 窪之内 誠 氏
 - ・人材戦略×イノベーション事業の立ち上げ
桑原電工(株) 代表取締役社長 桑原 賢史朗 氏
- ◆トークセッション：イノベーションと人材戦略
GOB Incubation Partners(株) 代表取締役会長 山口 高弘 氏
環境大善(株) 代表取締役 窪之内 誠 氏
桑原電工(株) 代表取締役社長 桑原 賢史朗 氏
- ◆北海道経済産業局からの施策紹介

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

- イノベーション創出に向けた「経営×人材戦略」セミナーを開催します
～新事業開発等の取組から若者・女性の活躍のヒントを見つける～ (北海道経済産業局のウェブサイト)
<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20250812/index.htm>

申込締切：2025年9月9日(火) 17:00

問い合わせ先

北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL：011-709-2311(内線：2521)

E-mail：bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

労務・人事の「基本の“き”（賃金編）」セミナーの開催!! **【新規】**

(北海道雇用労働相談センター)

北海道雇用労働相談センター(HECC)では、労務や人事、社会ニーズに関するセミナーを毎月無料で開催しています。第2回目の開催テーマは、賃金に関する「基本の“き”」です！

「賃金とは?」「賃金の未払いを防ぐためには?」そんな方におすすめのセミナーです。
社会保険労務士と弁護士が、人事・労務の基本と実務ポイントをやさしく解説します。

□開催日:2025年8月27日(水)

□会場:北海道経済センタービル 7階 第5会議室(札幌)

□オンライン参加もOK!(Zoom・定員50名)

□参加無料・要申込(先着順)

□申込はこちら → <https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/seminar/workshop/20250827/>

主催:北海道雇用労働相談センター(HECC)

▼北海道雇用労働相談センターとは!? 《令和7年7月15日開所》

✓ 弁護士・社労士に無料相談OK!

✓ オンライン・電話・メールでも対応!

✓ 英語・中国語等の外国語にも対応!

✓ 労務や人事、社会ニーズに関するセミナーを毎月開催!

「就業規則って必要?」「労務管理って何をすればいいの?」

雇用・労務の“困った”に、無料で専門家がサポートするセンターです!

ベンチャー企業や海外からの進出企業の皆様も是非ご活用ください!

■相談受付:平日 9:00~17:00

■住所:札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 6F

■連絡先:(電話)0120-500-470 (メール)info@hokkaido-elcc.jp

■詳細・ご予約はこちら → <https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/>

欧米市場展開ワークショップを開催します **【新規】**

(北海道・札幌市海外展開連携推進協議会)

北海道と札幌市で構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」では、道産品の輸出拡大に向けて、欧米市場を対象としたセミナー及びワークショップを開催します。

欧米市場に取り組む事業者様を広く募集しますので、是非ご参加ください。

開催概要

【日時】2025年8月29日（金）13:00～16:00

【会場】TKP 札幌ビジネスセンター赤レンガ前カンファレンスルーム 5J
(札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館5階)

【主催】北海道・札幌市海外展開連携推進協議会

プログラム

13:00～ 欧米市場展開セミナー 基本プログラム

◆セミナー1 米国市場動向

JFCA（日本食文化振興協会） 事務局長 二見 義之 氏

◆セミナー2 米国関税について

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 農林水産食品部市場開拓課 主幹 新井 剛史 氏

◆セミナー3 欧州市場動向と規制について

国分北海道株式会社 地域共創部地域共創課長兼イノベーション推進課長 河内 幸人 氏

15:00～ 欧米市場展開ワークショップ

◆セミナー内容についての個別相談

◆取扱商品の輸出取り組みの現状について

◆輸出に向けた規制の確認

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/231944.html>（北海道国際課のウェブサイト）

申込締切：2025年8月22日（金）

問い合わせ先

JTB 北海道事業部（事業受託者） 担当：西谷

E-mail：k_nishiya716@jtb.com

インドビジネスセミナーを開催します **【新規】**

(北海道・札幌市海外展開連携推進協議会)

北海道と札幌市で構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」では、道産品の輸出拡大に向けて、有望かつ新たな販路拡大先として、インド市場を対象に、ビジネスセミナーを実施します。

このセミナーでは、「食産業」、「人材・観光交流」を主な切り口に2部形式で、インド大使館関係者等、インドビジネスに精通した専門家をお迎えし、インド市場の魅力・近況を徹底的に解説します。

今後、具体的にインドでのビジネス展開を考える方から、新たに関心を寄せインドとのつながりを得たい方まで、多くの方のご参加をお待ちしています。

開催概要

【日時】2025年9月8日(月)

10:30～12:00(開場10:00～) 第一部 インド市場における「食」

14:00～15:30(開場13:30～) 第二部 インドの可能性、「人材と観光」

【会場】赤レンガ庁舎2階 赤れんがホールA

(札幌市中央区北3条西6丁目1)

【主催】北海道・札幌市海外展開連携推進協議会

プログラム

10:30～ 第一部 インド市場における「食」

◆セミナー1 インド市場の概要と食品事情について

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)北海道貿易情報センター 係長 岩井 滯佳 氏

◆セミナー2 インド食品ビジネスの極意

La Ditta(ラ ディッタ) Singapore Pte Ltd 代表取締役社長

Sushi and More India Pvt Ltd 社長

キッコーマン・インディア社現地代表

「日本食普及の親善大使(インド)」 小里 博栄 氏

14:00～ 第二部 インドの可能性、「人材と観光」

◆セミナー3 インドでの機会

駐日インド大使館 経済商務担当公使 デブジャニ・チャクラバルティ 氏

◆セミナー4 インド人材の可能性と魅力、ANA視点から見た日印の観光事情

株式会社ANA総合研究所 主席研究員 片桐 常弥 氏 (前 ANAインド総代表)

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/232471.html> (北海道国際課のウェブサイト)

申込締切: 2025年9月5日(金) 12時

問い合わせ先

(株)ニトリパブリック(事業受託者) 担当: 山名、キム

Tel: 011-717-5045

E-mail: NP.info-trade@np-inc.jp

北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「必ずチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,010 6.10.1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,048 6.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,100 6.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,049 6.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,040 6.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
- ・ 賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
- ・ 賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
 ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

【最低賃金について】検索 →



「北海道宿泊税システム整備費補助金」のご案内 **【新規】**

(北海道)

北海道宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、北海道宿泊税の導入に伴って発生するレジシステムの改修等に係る費用の一部を補助します。

- 北海道宿泊税…北海道宿泊税（令和6年北海道条例第83号）に基づき、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税です。

区分	概要			
対象事業者	宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす宿泊事業者 ・道内の宿泊施設で事業を営んでいること。 ・道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。 ●宿泊事業者とは…以下のいずれかに該当する事業者 ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者。 ・住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者。			
申請受付期間	令和7年(2025年)8月6日(水)～令和7年(2025年)12月26日(金) ※当日消印有効			
補助対象経費	北海道宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費			
補助対象例	・レジシステムの改修又は構築 ・ソフトウェア、PC、タブレット、ディスプレイの購入 ・プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入 ・POSレジ、モバイルPOSレジの導入及び改修 ※北海道宿泊税導入に係る経費に限る ※交付決定前の購入等により要した経費は補助対象外です。			
補助率及び補助限度額	補助率	補助対象経費の2分の1以内	1施設当たりの補助限度額	50万円
補助事業実施期間	交付決定通知後～令和8年（2026年）2月20日（金） ※補助事業完了の日もしくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和8年（2026年）2月20日（金）までのうちいずれか早い日までに実績報告書を提出（必着）			

◆ 申請方法

北海道ホームページまたは専用ホームページより申請書類をダウンロードし、下記申請先に郵送してください。

専用ホームページ URL：<https://hkd-stay-system.jp/>

◆ 申請・お問い合わせ先

北海道宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局 TEL：011-500-9565

□受付時間 平日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

本補助金の詳細については、専用ホームページをご確認ください。